

蓮 田 白 岡 衛 生 組 合

第 1 1 期 分 別 収 集 計 画

令 和 7 年 9 月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

当組合では、「持続可能な循環型社会の推進」を基本目標として、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）原則の基づくごみ処理を推進するため、市民・事業者・行政が相互に協力しながら、ごみの減量化・資源化に取り組み、令和6年11月には、さらなるごみの減量化を推進するために「一般廃棄物処理基本計画（改定）（中間目標年度：令和6年度：目標年度令和11年度）」を策定し、ごみの資源化・減量化に取り組んでいるところである。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の分別収集を実施し、地域における容器包装廃棄物の3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進することにより、最終処分量の削減を図ることを目的として、市民、事業者、行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これらを公表することで、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3 Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的取組方針を以下に示す。

- （1）蓮田市、白岡市及び蓮田白岡衛生組合が一体となった快適なまちづくりを行う。
- （2）市民、事業者及び行政の役割分担によるごみの減量化・資源化の推進を行う。
- （3）循環型ごみ処理体制の確立及び効率的なごみ処理事業の運営を行う。
- （4）安全で環境負荷が少ないごみの適正処理の推進を行う。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、鋼製容器・アルミ製容器・ガラス製容器（無色・茶色・その他）・飲料用紙パック・段ボール・ペットボトル・プラスチック製容器包装を対象とする。

また、令和12年度からプラスチック資源循環促進法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

容器包装廃棄物

（単位：t／年）

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
蓮田白岡衛生組合		5, 7 4 6	5, 7 2 5	5, 7 0 3	5, 6 8 1	5, 6 5 9
内訳	蓮田市	3, 1 4 5	3, 0 9 9	3, 0 8 3	3, 0 6 7	3, 0 5 1
	白岡市	2, 6 3 1	2, 6 2 6	2, 6 2 0	2, 6 1 4	2, 6 0 8

製品プラスチック

（単位：t／年）

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
蓮田白岡衛生組合		—	—	—	—	2 2 2
内訳	蓮田市	—	—	—	—	1 1 9
	白岡市	—	—	—	—	1 0 3

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、蓮田白岡衛生組合を構成する両市の行政、市民、事業者及び再生事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互協力体制を構築して連携を図ることが重要である。

今後は、より効率的な容器包装廃棄物の分別収集に関する方策を進めていく。

（1）意識啓発と情報提供の推進

広報誌、パンフレット及びホームページ等の作成に当たり、市民の意見を多く取り入れながら積極的に情報を発信・提供する。

詰替商品等の購入について啓発を進める。

意識啓発及び情報提供の拠点としてリサイクルプラザを活用する。

（2）環境教育・環境学習の推進

学校におけるペットボトルキャップ・牛乳パックの回収や施設見学、出前講座等のあらゆる機会を通じて、ごみ処理の現状、課題の周知とごみの減量化の必要性などの認識を高める。

また、学校のほか事業者、ボランティアなど、多様な関係者の協力を得て、体験型学習の機会作りに努める。

（3）事業所から発生する容器包装廃棄物の抑制

ごみ減量等推進優良事業所認定制度を活用し、スーパーマーケット等の小売店でのレジ袋削減及び過剰包装の簡素化を推進する。

（4）環境団体等の育成・支援

ごみの減量やリサイクルに関して、地域の実情に応じたきめ細かで効果的な取組みを実践するため、環境団体等の育成・支援を行う。

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、

分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、市民の協力度、収集機材、選別施設等を勘案し収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器 主としてアルミニウム製の容器	資源物（飲食料用缶）
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラス類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲食用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲食用紙パック、段ボール 以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ 以外のプラスチック製容器包装
プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）
○蓮田白岡衛生組合（単位：t／年）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主として鋼製の容器	111		111		111		111		111	
主としてアルミニウム製の容器	118		118		118		118		118	
無色のガラス製容器	(合計) 145		(合計) 145		(合計) 144		(合計) 144		(合計) 143	
	(引渡)量 13	(独自処理)量 132	(引渡)量 13	(独自処理)量 132	(引渡)量 13	(独自処理)量 131	(引渡)量 13	(独自処理)量 131	(引渡)量 13	(独自処理)量 130
茶色のガラス製容器	(合計) 135		(合計) 135		(合計) 135		(合計) 135		(合計) 135	
	(引渡)量 11	(独自処理)量 124	(引渡)量 11	(独自処理)量 124	(引渡)量 11	(独自処理)量 124	(引渡)量 11	(独自処理)量 124	(引渡)量 11	(独自処理)量 124
その他のガラス製容器	(合計) 488		(合計) 486		(合計) 484		(合計) 482		(合計) 480	
	(引渡)量 6	(独自処理)量 482	(引渡)量 6	(独自処理)量 480	(引渡)量 6	(独自処理)量 478	(引渡)量 6	(独自処理)量 476	(引渡)量 6	(独自処理)量 474
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	3		3		3		3		3	
主として段ボール製の容器	905		901		898		894		891	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —	
	(引渡)量 —	(独自処理)量 —	(引渡)量 —	(独自処理)量 —	(引渡)量 —	(独自処理)量 —	(引渡)量 —	(独自処理)量 —	(引渡)量 —	(独自処理)量 —
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 284		(合計) 283		(合計) 282		(合計) 281		(合計) 280	
	(引渡)量 162	(独自処理)量 122	(引渡)量 161	(独自処理)量 122	(引渡)量 160	(独自処理)量 122	(引渡)量 159	(独自処理)量 122	(引渡)量 158	(独自処理)量 122
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.02		(合計) 0.02		(合計) 0.02		(合計) 0.02		(合計) 3,498	
	(引渡)量 —	(独自処理)量 0.02	(引渡)量 —	(独自処理)量 0.02	(引渡)量 —	(独自処理)量 0.02	(引渡)量 —	(独自処理)量 0.02	(引渡)量 3,498	(独自処理)量 0
うち白色トレイ	(合計) 0.02		(合計) 0.02		(合計) 0.02		(合計) 0.02		(合計) 0.02	
	(引渡)量 —	(独自処理)量 0.02	(引渡)量 —	(独自処理)量 0.02	(引渡)量 —	(独自処理)量 0.02	(引渡)量 —	(独自処理)量 0.02	(引渡)量 0.02	(独自処理)量 0
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別収集対象物）	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計) 222	
	(引渡)量 —	(独自処理)量 —	(引渡)量 —	(独自処理)量 —	(引渡)量 —	(独自処理)量 —	(引渡)量 —	(独自処理)量 —	(引渡)量 222	(独自処理)量 —

○蓮田市

(単位：t／年)

	令和８年度		令和９年度		令和１０年度		令和１１年度		令和１２年度	
主として銅製の容器	６０		６０		６０		６０		６０	
主としてアルミニウム製の容器	６４		６４		６３		６３		６３	
無色のガラス製容器	(合計) ７８		(合計) ７８		(合計) ７７		(合計) ７７		(合計) ７７	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量
	７	７１	７	７１	７	７０	７	７０	７	７０
茶色のガラス製容器	(合計) ７３		(合計) ７３		(合計) ７３		(合計) ７３		(合計) ７２	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量
	６	６７	６	６７	６	６７	６	６７	６	６６
その他のガラス製容器	(合計) ２６３		(合計) ２６１		(合計) ２６０		(合計) ２５９		(合計) ２５７	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量
	３	２６０	３	２５８	３	２５７	３	２５６	３	２５４
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	２		２		２		２		２	
主として段ボール製の容器	４８８		４８５		４８３		４８０		４７８	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) １６２		(合計) １６１		(合計) １６０		(合計) １５９		(合計) １５８	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量
	１６２	—	１６１	—	１６０	—	１５９	—	１５８	—
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) ０．０１		(合計) ０．０１		(合計) ０．０１		(合計) ０．０１		(合計) １，８８５	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量
	—	０．０１	—	０．０１	—	０．０１	—	０．０１	１，８８５	０
うち白色トレイ	(合計) ０．０１		(合計) ０．０１		(合計) ０．０１		(合計) ０．０１		(合計) ０．０１	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量
	—	０．０１	—	０．０１	—	０．０１	—	０．０１	０．０１	０
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別収集対象物）	(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) １１９	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量
	—	—	—	—	—	—	—	—	１１９	０

○白岡市

(単位：t／年)

	令和８年度		令和９年度		令和１０年度		令和１１年度		令和１２年度	
主として鋼製の容器	５１		５１		５１		５１		５１	
主としてアルミニウム製の容器	５４		５４		５５		５５		５５	
無色のガラス製容器	(合計) ６７		(合計) ６７		(合計) ６７		(合計) ６７		(合計) ６６	
	(引渡) ６	(独自処理) ６１	(引渡) ６	(独自処理) ６１	(引渡) ６	(独自処理) ６１	(引渡) ６	(独自処理) ６１	(引渡) ６	(独自処理) ６０
茶色のガラス製容器	(合計) ６２		(合計) ６２		(合計) ６２		(合計) ６２		(合計) ６３	
	(引渡) ５	(独自処理) ５７	(引渡) ５	(独自処理) ５７	(引渡) ５	(独自処理) ５７	(引渡) ５	(独自処理) ５７	(引渡) ５	(独自処理) ５８
その他のガラス製容器	(合計) １６５		(合計) １６５		(合計) １６６		(合計) １６７		(合計) １６７	
	(引渡) １	(独自処理) １６４	(引渡) １	(独自処理) １６４	(引渡) １	(独自処理) １６５	(引渡) １	(独自処理) １６６	(引渡) １	(独自処理) １６６
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	１		１		１		１		１	
主として段ボール製の容器	４１７		４１６		４１５		４１４		４１３	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —	
	(引渡) —	(独自処理) —	(引渡) —	(独自処理) —	(引渡) —	(独自処理) —	(引渡) —	(独自処理) —	(引渡) —	(独自処理) —
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) １２２		(合計) １２２		(合計) １２２		(合計) １２２		(合計) １２２	
	(引渡) —	(独自処理) １２２	(引渡) —	(独自処理) １２２	(引渡) —	(独自処理) １２２	(引渡) —	(独自処理) １２２	(引渡) —	(独自処理) １２２
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) ０．０１		(合計) ０．０１		(合計) ０．０１		(合計) ０．０１		(合計) １，６１３	
	(引渡) —	(独自処理) ０．０１	(引渡) —	(独自処理) ０．０１	(引渡) —	(独自処理) ０．０１	(引渡) —	(独自処理) ０．０１	(引渡) １，６１３	(独自処理) ０
うち白色トレイ	(合計) ０．０１		(合計) ０．０１		(合計) ０．０１		(合計) ０．０１		(合計) ０．０１	
	(引渡) —	(独自処理) ０．０１	(引渡) —	(独自処理) ０．０１	(引渡) —	(独自処理) ０．０１	(引渡) —	(独自処理) ０．０１	(引渡) ０．０１	(独自処理) ０
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別収集対象物）	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計) １０３	
	(引渡) —	(独自処理) —	(引渡) —	(独自処理) —	(引渡) —	(独自処理) —	(引渡) —	(独自処理) —	(引渡) １０３	(独自処理) ０

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝直近年度（令和7年度）の分別基準適合物の収集実績×人口変動率

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
蓮田白岡衛生組合		113,006人 (対前年度比) 99.66%	112,578人 (対前年度比) 99.62%	112,150人 (対前年度比) 99.62%	111,722人 (対前年度比) 99.62%	111,295人 (対前年度比) 99.62%
内訳	蓮田市	60,923人 (対前年度比) 99.76%	60,610人 (対前年度比) 99.49%	60,296人 (対前年度比) 99.48%	59,983人 (対前年度比) 99.48%	59,670人 (対前年度比) 99.48%
	白岡市	52,083人 (対前年度比) 99.54%	51,968人 (対前年度比) 99.78%	51,854人 (対前年度比) 99.78%	51,739人 (対前年度比) 99.78%	51,625人 (対前年度比) 99.78%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

現在、飲食料用缶、ガラス類・ペットボトル、段ボール・紙パックを資源ごみとした分別収集を実施している。また、プラスチック製容器包装については、回収する拠点としてリサイクルステーションを引き続き活用する。

なお、令和12年度からプラスチック類の分別収集を進める方針である。

収集・運搬・保管等の段階の実施者について下表に示す。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集日	収集運搬	中間処理施設 (選別・保管)
主として鋼製の容器	資源物 (飲食料用缶)	指定日収集	委託業者	粗大ごみ 処理施設
主としてアルミニウム製 の容器		集団回収	民間業者	民間業者
無色のガラス製容器	ガラス類	指定日収集	委託業者	委託業者
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として紙製の容器であ って飲料を充てんするた めのもの（原材料として アルミニウムが利用され ているものを除く）	資源物 (段ボール・紙パッ ク、その他の紙)	指定日収集	委託業者	委託業者
主として段ボール製の容 器		集団回収	民間業者	民間業者
主として紙製の容器であ って上記以外のもの				
主としてポリエチレンテ レフタレート（PET） 製の容器であって飲料又 はしょうゆその他主務大 臣が定める商品を充てん するためのもの	ペットボトル	指定日収集	委託業者	委託業者
主としてプラスチック製 の容器であって上記以外 のもの	白色トレイ	毎週日曜日 午前9時～午後4時	拠点回収	組合
製品プラスチック（プラ スチック資源循環法に基 づく分別収集対象物）	プラスチック類	未定	委託業者	未定

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

各施設のうち、排出から収集・運搬にかかる施設については、現在の収集、運搬体制を利用するものとする。

分別収集の用に供する施設計画を下表に示す。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集機材	中間処理施設 (選別・保管)
主として鋼製の容器	資源物 (飲食料用缶)	透明・半透明 の袋 (レジ袋含む)	パッカー車 (委託)	粗大ごみ 処理施設
主としてアルミニウム製 の容器				
無色のガラス製容器	ガラス類	透明・半透明 の袋 (レジ袋含む)	パッカー車 (委託)	民間選別施設
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として紙製の容器であ って飲料を充てんするた めのもの（原材料として アルミニウムが利用され ているものを除く）	資源物 (段ボール・紙パッ ク、その他の紙)	紐などで縛る	2 t 平ボディ車 パッカー車 (委託)	民間処理
主として段ボール製の容 器				
主として紙製の容器であ って上記以外のもの				
主としてポリエチレンテ レフタレート（PET） 製の容器であって飲料又 はしょうゆその他主務大 臣が定める商品を充てん するためのもの	ペットボトル	ネット回収	パッカー車 (委託)	民間選別施設
主としてプラスチック製 の容器であって上記以外 のもの	白色トレイ	回収ボックス	—	民間処理
製品プラスチック（プラ スチック資源循環法に基 づく分別収集対象物）	プラスチック類	未定	パッカー車 (委託)	未定

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 市民や事業者の要望等を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進める。
- (2) ごみの分別収集手引き、ごみ分別アプリ及び広報誌を活用し、ごみ出しルール of 徹底に努め容器包装廃棄物の回収率の向上を図る。
- (3) リサイクルの推進を図るため、積極的に出前講座やイベント等を開催し、容器包装廃棄物の分別収集に関する情報発信を行う。
- (4) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認・記録し、次期計画改定時には、その実績を反映させる。
- (5) 優良認定事業所を含む当組合管内にある事業所に対し、当該事業所から発生する容器包装廃棄物の分別の啓発を行い、適正な分別収集を推進する。
- (6) リサイクルステーション（拠点回収）による容器包装廃棄物の回収を推進する。